

第14回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和4年8月19日(金) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委員 長 | 霜 鳥 榮 之 | 委 員 | 阿 部 幸 夫 |
| 副 委 員 長 | 関 根 正 明 | 〃 | 村 越 洋 一 |
| 委 員 | 高 田 保 則 | 〃 | 天 野 京 子 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 渡 部 道 宏 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 議 長 | 佐 藤 栄 一 | 副 議 長 | 宮 澤 一 照 |
|-----|---------|-------|---------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 阿 部 光 洋 | 庶 務 係 長 | 霜 鳥 一 貴 |
|---------|---------|---------|---------|
- 9 件 名
- 1) 令和4年第6回妙高市議会定例会の運営について
 - 2) 全員協議会報告事項
 - 3) 協議事項
 - 4) その他

○委員長（霜鳥榮之） 皆さんおはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。佐藤議長。

○議長（佐藤栄一） おはようございます。本日の議会運営委員会は、9月定例会の運営について、ご協議いただきましたものです。また、宮澤副議長から昨日、8月31日をもって副議長を辞職したいとする、辞職願が提出され、許可しましたので、9月定例会初日に新たに副議長を決める選挙を行うこととなります。今、9月定例会は、決算議会であり、議案も、数多く提出されていますが、実のある審議との建設的な定例会議となりますよう、よろしく願いいたします。

1) 令和4年第6回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（霜鳥榮之） それでは、1) 令和4年第6回妙高市議会定例会の運営についてを議題といたします。①の会期について、及び②の会期日割について一括して、事務局の説明を願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） おはようございます。それでは、お手元の資料に基づいて、①会期について、②会期日割りについてをご説明いたします。なお、今回の9月定例会の会期と会期日割りについては、7月13日に開催した議会運営委員会で既に決定をいただいておりますので、ここでは改めて確認ということをお願いいたします。それでは、今回の定例会で付議される予定の案件が執行部側から具体的に示されましたので説明いたします。最初にレジメ5ペ

ージの付議予定案件をごらんください。今定例会に上程される案件です。最初に議会側の案件です。議会選第1号、妙高市議会副議長選挙につきましては、副議長が欠員となったため、副議長の選挙を行うものです。次に、執行部側の案件です。まず条例関係は5件あります。議案第53号、妙高市議会議員及び妙高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例議定につきましては、総務課の所管です。これは、公職選挙法施行令の一部改正による国政選挙における公営単価の見直しを踏まえ、市議会議員及び市長の選挙における、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に係る限度額についても引き上げを行いたいため、条例の一部を改正したいもので、この10月執行予定の妙高市長選挙から適用したいものです。議案第54号、妙高市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例議定については、総務課の所管です。地方公務員法の改正による令和5年度からの職員の定年年齢の引上げに関し、関連する条例の一部改正及び廃止を行いたいものです。議案第55号、妙高市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議定については、総務課の所管です。地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、職員の育児休業の要件を緩和するとともに、地方公務員法の改正による職員の定年年齢の引上げに関する条文の整理のため、条例の一部を改正したいものです。議案第56号、妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定については、総務課の所管です。近年の災害の頻発及び激甚化による消防団員の負担増加及び国からの処遇改善に関する要請等を踏まえ、消防団員報酬を見直すとともに、刑法の一部改正に伴う条文の整理のため、条例の一部を改正したいものです。なお、消防団員報酬の見直しに伴う増額分については、今回提案の補正予算で上程されております。議案第57号、妙高市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例議定については、環境生活課の所管です。一般廃棄物処理手数料について、ごみ収集委託料の高騰及び施設の大規模改修などによる維持補修費の増加などにより、処理経費が上昇しており、令和5年4月から手数料を改定するため、条例の一部を改正したいものです。以上、条例関係は5件です。次に、事件議決は1件です。議案第58号、市道の認定については、建設課の所管です。新井地域の栗原地内で宅地造成に伴い整備された道路4路線、及び地元要望に伴う2路線、こちらは妙高高原地域の赤倉と池の平になりますが、これら合計6路線について市道認定したいため、議会の議決を求めるものです。次に、令和4年度予算関係は3件です。一般会計2件のうちの、議案第59号の一般会計補正予算（第6号）は、初日のうちに採決をお願いしたいと依頼があります。それでは説明します。議案第59号、令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第6号）は、妙高支所が所管です。妙高支所・妙高保健センター大規模改修事業において、詳細な調査により判明した損傷部や劣化部分への改修に係る費用の追加を補正したいもので、補正額は830万円です。防衛補助事業の採択要件である令和4年11月30日までに工事を完了させなければならないこと、また、足場設置の延長に伴う経費増を避けるために、速やかに契約変更して工事を進めたいため、初日で採決をお願いしたいと依頼があります。次に、6ページになりますが議案第60号、令和4年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第7号）は、内容としてはアンダーライン部分の大きく分けて2区分あります。1区分目は新型コロナウイルス感染症対応として、本市への誘客を促進し、市内経済の活性化を図るため、妙高ツーリズムマネジメントが実施する観光誘客キャンペーンに係る費用を補正したいものです。補正額は2200万円で、観光商工課の所管です。観光誘客キャンペーンの内容ですが、妙高ツーリズムマネジメントの会員宿に宿泊したかたへ、市内の飲食店等で使用できる2000円分の地域クーポン券を配布したいものと聞いております。次に2区分目のその他は、8件あります。1つ目は、福祉介護課所管です。障がい福祉サービスの適正化を図るため、国が構築する、障がい福祉サービスデータベースとのシステム連携に係る費用を補正したいもので、補正額は約60万円です。2つ目は、健康保険課所管です。コロナ禍により受診者数が減少した上越休日・夜間診療所の令和3年度の歳入減を補填する費用を補正したいもので、補正額は約460万円です。3つ目は、環境生活課所管です。令和5年4月施行予定の一般廃棄物処理手数料の改定に合わせ、

新しい指定ごみ袋や差額処理券、ごみの出し方カレンダーの作製に係る費用を補正したいもので、補正額は約 420 万円です。4 つ目は、観光商工課所管です。市内の空き店舗等を利用して開業する事業者が増え、夢をかなえる企業応援補助金に不足が見込まれることから所要額を補正したいもので、補正額は、約 560 万円です。5 つ目は、総務課所管です。先に条例関係で説明した議案第 56 号の消防団員の報酬の見直しに係るものになりますが、市消防団員の処遇改善と士気高揚を図るため、年報酬を国が示す標準額へ引き上げる費用を補正したいもので、補正額は約 610 万円です。6 つ目は、生涯学習課所管です。7 月に故障した関川関所道の歴史館の空調設備の入れ替えに係る費用を補正したいもので、補正額は約 1200 万円です。7 つ目も、生涯学習課所管です。今冬の豪雪で破損した妙高高原赤倉シャントツェ内の施設の修繕に係る費用を補正したいもので、補正額は約 4830 万円です。最後に 8 つ目は、国県の令和 2 年度及び令和 3 年度の負担金・交付金・補助金額の確定に伴い、精算返納金を補正するもので、健康保険課所管分が約 8490 万円、福祉介護課所管分が約 4250 万円、こども教育課所管分が約 2050 万円で、合計 1 億 4790 万円となるものです。以上が一般会計補正予算となります。次に、議案第 61 号、令和 4 年度新潟県妙高市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、令和 3 年度の国県負担金・補助金等の確定に伴う精算返納に係る費用、約 2 億 6560 万円と、介護保険給付費の財源不足等に対応するための基金への積み立てとして約 6130 万円の補正を行いたいものです。こちらは福祉介護課が所管です。次の令和 3 年度、決算関係は 10 件です。議案第 62 号から 71 号までで、記載のとおりであります。次に、人事案件は 1 件です。議案第 72 号、妙高市教育委員会委員の任命同意については、総務課所管です。令和 4 年 9 月 30 日で任期満了となる、教育委員会委員の近藤緑さんの後任委員として引き続き再任の任命について議会の同意を求めるものです。以上が今定例会の付議予定案件です。レジメ 1 ページに戻ってください。上段①の会期について説明します。告示が 8 月 24 日、水曜日となります。召集日は 9 月 1 日、木曜日です。付議予定案件はただいま説明したとおり議会側議会構成案件で 1 件、執行部側案件で 20 件あります。参考までに昨年は執行部側案件で 21 件でした。これらの審議のため本会議 6 日、委員会 3 日とその間の休会が 18 日、合計 27 日が必要であり、会期は 9 月 1 日から 9 月 27 日までの 27 日間とするものであります。次に、この会期 27 日間を前提とした②会期日割りについてですが、7 ページの日割り表をごらんください。9 月 1 日は 10 時開会です。先に 9 時 15 分から全員協議会を開催します。まず初日は決算関係以外、事件議決と条例関係及び補正予算の提案があり、それに対する総括質疑、委員会付託となります。9 月 6 日、7 日は、10 時から一般質問です。9 月 12 日は、時間を早めて 9 時 30 分から決算関係議案の提案があり、それに対する通告による総括質疑があります。13 日は引き続き総括質疑です。質疑の最後に委員会に付託されます。15 日、16 日、20 日は、10 時から委員会です。各委員会順は、15 日は総務教委員会、16 日は厚生文教委員会、20 日は産業経済委員会となります。9 月 27 日は、10 時から本会議です。各委員長報告、質疑の後、討論、採決となります。欄外に記載のとおり一般質問締め切りは本会議初日 3 日前の 8 月 29 日正午、決算総括質疑締め切りは一般質問初日の前日、9 月 5 日午後 3 時であります。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま説明がありましたが、会期と会期日割りについては、7 月 13 日に開催した議会運営委員会で既に審議、決定済みでありますので、ただいまの説明のとおりでお願いします。また、一般質問及び決算総括質疑の日程割り振りにつきましては原則として通告順ということでもありますので、議会運営委員会は開催せず委員長にご一任いただきたいと思っております。また、委員会審査についてですが、最終日の委員長報告に向けて、どの部分を報告するのか、正副委員長は、委員会開催中にチェックをしておき、委員会終了後に、事務局へ報告できるよう調整をお願いします。

○委員長（霜鳥榮之） 次に③議事日程について事務局の説明願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） レジメ 1 ページ、③の議事日程について説明をいたします。レジメ 8 ページもごらんくださ

い。議事日程第1号は9月1日10時からですが、日程第1、第2については記載のとおりであります。第3、諸般の報告のうち、上から4つ目の点、専決処分報告について、施設管理作業中の瑕疵による損害賠償額の決定については、7月22日に総合支援学校敷地内で発生した草刈り作業中の飛び石による車両物損事故の示談にかかるものです。金額的には6万5000円ほどと聞いています。また、一番下の点、所管事務調査報告書(厚生文教委員会)は、8月5日に生涯学習課を対象に実施した、文化芸術振興における現状と課題についての所管事務調査結果の報告書を配布するものです。第4、副議長の辞職許可については、議会閉会中に提出された、宮澤副議長の辞職願を地方自治法第108条の規定により議長が許可したことを、会議規則第146条第3項により議会に報告するものです。第5、議会選第1号の妙高市議会副議長選挙については、レジメの1ページの下段の四角い枠の中にありますように、議会運営マニュアルで取り扱いが定められております。まず1ですが、候補者は選挙の日程に入る直前に、本会議において登壇して、5分程度の所信を含めた立候補表明を行っていただくこととしております。なお、立候補は事前届出制で本会議開会1時間前までに議長に、所信表明届出書を提出していただくこととなります。続いて2になりますが、副議長の選挙は投票となります。投票用紙に議員の氏名を書いて投票していただくこととなります。投票の効力決定と法定得票数で注意していただくことについて、レジメ3ページの中ほどに四角い枠の中に記載がありますので、そちらもご確認ください。投票のあと、議長からの当選告知後、新副議長は登壇してあいさつをしていただくこととなります。第6、議案第58号の市道の認定については、産業経済委員会へ付託されます。第7、議案第53号から議案第56号の条例関係4件は、総務委員会へ付託されます。第8、議案第57号の条例関係は、産業経済委員会へ付託されます。第9は、後ほど説明しますので、ひとつ飛んで、第10、議案第60号と議案第61号の各補正予算ですが、それぞれ所管委員会へ付託されます。以上の委員会付託案件については、総括質疑は議案ごとに3回まで、該当所管委員は質問しないこととなっておりますので、よろしくお願ひします。続いて9ページをご覧ください。

9月6日、日程第2号、10時から本会議一般質問です。続いて9月7日、日程第3号、一般質問2日目ですが通告人数によってはなくなる可能性があります。質問の割り振りは委員長に一任されております。続いて9月12日、日程第4号、この日は9時30分開始でお願いします。レジメ10ページをごらんください。議事日程第4号のこの順で議案第71号まで提案説明があり、その後通告による総括質疑となります。この日程第4号は、13日に延会になった場合はこの議事日程第4号をそのまま議事日程第5号として同じく再度適用されます。9ページへお戻りください。9月13日、日程第5号、同じく9時30分開始です。通告人数によっては休会となります。9月27日最終日の日程第6号、10時開始、委員会付託案件について委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決となります。次に人事案件の提案説明、質疑、採決となります。これは慣例により即決となります。即決のため質疑回数・所管委員会制限はなしでお願いいたします。最後に所管事務調査について議決があります。それでは、レジメ2ページの中段のほうになりますが、日程第9の議案第59号、一般会計補正第6号の審議方法について説明します。一般会計補正第6号については、先ほど付議予定案件で説明しましたとおり、執行部側から、工事を速やかに完了させたいとのことで、即日、採決してほしいと依頼がある議案です。議会運営マニュアルでは原則として所管委員会へ付託するのが例であるとしていますが、委員会付託を省略し、即決する場合は議運で決定する、としています。その下段をご覧ください。1)の案は、総務委員会へ即日付託する案です。総括質疑のあと総務委員会に付託し、本会議を休憩して、委員会を開催、委員会終了後、委員長報告を作成していただき、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決となります。なお、インターネット中継用パソコンの移動準備が必要となります。また、時間の目安は省略していますが、時間は制限するものではございません。2)の案は委員会付託せず即決とし、質問回数3回は適用せず、所管制限なしにより審議します。質疑、討論後に起立採決とする流れです。後ほど審議方法を決めたいただきたいと思ひます。以上③議事日程を説明しました。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま議事日程について説明がありましたが、まず、日程第9の議案第59号、一般会計補正予算第6号の審議方法について審議をしたいと思います。ご意見等ございませんか。

○天野委員 内容をお聞きする限り、一刻も早くという要望もあるようですし、これについて異議申し立て等が、あまりないのではないかと感じますし、皆さんの意見も発言できるということで、即決でいかかかなと思います。

○委員長（霜鳥榮之） 他にいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） お諮りします。日程第9、議案第59号、一般会計補正第6号については、即決とし、委員会付託しないで、審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは、日程第9、議案第59号、一般会計補正第6号については、即決とし、委員会付託しないで審議することに決定しました。次に、ただいま③議事日程について説明がありましたが、ただいまの日程第9議案第59号以外について、ご意見等何かございませんか。特段ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） お諮りします。議事日程については、ただいま説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め議事日程についてはこのように決定されました。次に④追加議案と、⑤請願・陳情受付状況、及び⑥要請の受付状況について説明願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） それではレジメ3ページのほうをご覧ください。本日現在、④の追加議案はございません。⑤の請願については、本日現在ありません。陳情については、1件、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情書を受けておりますので、厚生文教委員会へ付託となります。⑥の要請については、本日現在ありません。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） 追加議案、請願、陳情、要請の関係については、説明のとおりです。これらについて何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） それでは、今後、本会議3日前までに請願等が提出されるものがあつた場合は、議運開催の時間がないので、その付託先など、取扱いを初日の全協にて議長より報告するということにさせていただきたいと思います。これについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） ご異議なしと認め、そのようお願いします。

2) 全員協議会報告事項

○委員長（霜鳥榮之） 次に2) 全員協議会報告事項について説明願います。事務局長。

○事務局長（阿部光洋） レジメ4ページのほうをご覧ください。2) 全員協議会報告事項になります。①議会側全員協議会を9月1日本会議開始前9時15分からこの委員会室にて開催します。まず、陳情の付託について。次に本日の議運協議結果報告、次に令和3年度議会関係費決算について説明させてもらいたいものです。②執行部側全協については、本日現在、案件はありません。以上です。

○委員長（霜鳥榮之） ただいま説明がありましたがなにかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜鳥榮之） なければそのようにお願いします。

3) 協議事項

○委員長（霜鳥榮之） 次に3) 協議事項です。まず、①信濃町議会との懇談会について。佐藤議長。

○議長（佐藤栄一） 信濃町議会との懇談会についてですが、今までをみますと、令和元年に信濃町において開催しましたが、令和2年度、3年度については、中止という形になっております。本年度につきましては、昨日、こちらの事務局から信濃町議会事務局にちょっと連絡を取り合ったんですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、現段階では、早い時期の開催は厳しいのではないかととなりました。つきましては、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めて、再度調整することとなりましたので、ご連絡を申し上げます。

○委員長（霜鳥榮之） この件については、そのようにお願いいたします。最後になりますが、4) その他について、局長お願いします。

4) その他

○事務局長（阿部光洋） それでは私のほうから2件お願いします。まず、①常任委員会における先進地調査についてです。現在調整中ではありますが、それぞれの委員会の調査見込み日程だけ、表にまとめましたので、ご確認ください。今後、9月のそれぞれの委員会で調査地や調査項目も含めて決定いただきまして、本会議最終日に議決を得てもらいようになりますのでよろしくお願いします。次に、②広報用の本会議場での議員全体写真撮影です。令和3年8月構成替えの後、今の議席になってからの全体写真がまだありませんでしたので、写真撮影を9月定例会初日の9月1日の本会議のあとに、お願いしたいものです。ネクタイ持参をお願いします。上着着て、ネクタイ着用での撮影を考えていますので、よろしくお願いします。また別途、全議員にメール等で案内する予定です。

○委員長（霜鳥榮之） この件について何かございませんか。

○渡部委員 副議長が8月31日付けで多分辞任されるんですけども、後期の議員ということになれば当然副議長を含んでたと思うんですが、そこら辺の対応はどうされるつもりですか。

○事務局長（阿部光洋） そのまま議席で写真を撮りますので、副議長であってもなくても自分の議席で、議席番号順の場所に座っていただき撮影することになります。

○渡部委員 空席にはならないんですね。

○事務局長（阿部光洋） なりません。

○議長（佐藤栄一） 今の件ですが、副議長としての職を辞職されたわけであって、議員としては辞職されておられないので、そのまま議席について写真を撮るということでございます。

○渡部委員 すいませんでした。勘違いしました。

○委員長（霜鳥榮之） よろしいですか。はい、じゃあそのようにお願いいたします。他に何かございませんか。

○岩崎委員 岩崎ですが、秋に予定されてる、こども議会の関係で、答弁を各委員会でまとめるっていう話がこの間されたんですが、予算に絡むものとなるとですね、中学生にわかりやすく、具体的に、より丁寧となった場合、我々議員というのは、予算の編成執行権ないわけで、そこら辺が絡む問題になった場合に、どういうふうな形の対応ってことで、ちょっと議長の考え方を伺いたいんですが。

○議長（佐藤栄一） 来年度予算に絡む話になると思いますが、当然、我々は議決権はありますが、提案権はないので、それを受けて、議会として検討していくという形になっていくと思います。そのあとで、今後の12月議会なり、3

月議会で、一般質問等でそれについて質問していくという形になっていくのではないかなと思います。

○岩崎委員 中学生にすればですね、授業時間等をつぶしながら一生懸命考えたことなんで、そこで答えがいただけるのが、もらえるのが、一番子供たちにとっては、期待してるのかなと私は思ってるんですが、先延ばしのような形の中だと、ちょっと子供たちの考えてるのと、ずれがあるような気がするんですが。ただそこで返事できないのは現実、承知してるんですけども、できるだけ子供たちに、お互いにウインウインというか、成果があるものにしなきゃならないってことではですね、私、非常に答弁の仕方が難しいなというふうに思っています。以上です。

○議長（佐藤栄一） 本当に難しいと思うんですが、子供たちに前向きな答弁をするには、委員会であまり文章を作っていた方がいいかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（霜鳥榮之） 私のほうから一言なんですが、事前に中学生のほうから質問状をいただきます。それをもとにして、我々も当局との意見交換をやりながら答弁書を作るっていう形になっていきますので、そういう点では、委員会の中でも十分に、そういう今言われたようなことに配慮しながら、発展させていただければなど。これは先日もお話したんですが、これを実現することによってお互いに、かなりのエネルギーを使いながら、結果としては、いいものができ上がるんじゃないかなっていうふうに思ってますので、それぞれ所管委員会の中では、十分な審議っていいですかね、組み立てをやっていただければというふうに思っております。その時点になれば、必要に応じてまた議運を開きながら意見交換やって組み立てるっていうのも、あると思いますので、そのようにお願いしたいと思います。何かありますか。

○阿部委員 今の説明、イメージ的には少しはわかるんですけども、逆に、質問されてですね、答弁し、さらにその再質問いろいろ出てきたときにですね、逆にもっと具体的に求められるわけですよね。それについては、何らこちらは、さっきも話があるように、何らそれ以上踏み込めない。次の一般質問で、議会の中で質問させていただきまうというような形になってしまうとすれば、本当に期待外れですよね、議員というものはそういうものなのかと。こう思われたときにですね。私らのやろうとしてる意味と、そこへ参加してる生徒の皆さんとは相当な段差、思い違いが出てくると思うんですよね。ましてや当局なら、そこは再質問あってもそれなりにですね、課長等々はすぐできるんでしょうけど、私らの場合でしたら非常にそこら辺は難しい。委員長としては難しいというところになってしまって、ほとんどは、再質問出してくれば、次の時に質問してですね、答弁を求めていくという答えになってしまうと。こんなイメージになると思うんですけど、そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（佐藤栄一） 我々執行部と違いますので、その辺は、それなりに考えていかなきゃいけないと思うんですが、再質問で、これ議会が質問するような形とはまた違ったものが出てくるのではないかなと思っております。あわせて事前に質問項目が来ますので、再質問に対するQ&Aも、委員会で多少検討できると思います。そんな形の中で、対応をお願いしたいと思います。

○委員長（霜鳥榮之） 再度になりますけども、我々は執行権ないんですよね。予算も持ってないしね。で、議会とはそういうものだと。当局とのやりとりで。こういうものも学んでいただくと。従って当局でもって、その一般質問が出た中身をやるかやらないかっていうことじゃなくて、それを進行、進めていくっていう形式そのものについても、やっぱり議会と当局との違いっていうのが、そこで見えてくるようにするというのを組み立てていけばいいんじゃないかと。だから、再質問出たときに、それを実施しますとか、しませんとかっていう、そういう答弁でないはずなんです。だからその中身の問題について、再質問を答弁していくっていう形のもの、議会としてのシステムはこういうものだっていうことを学んでもらうという、こういう形になってくると思いますんでね。だからそういう点で先ほどもありましたように、答弁の仕方については非常に苦労するだろうと。それを事前にしっかり、我々も学んでおくということになると思いますんで。いろいろ、そこでは困難も生じるかもしれませんが、

お互いに努力をお願いしたいというふうに思います。この件については以上でよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜島榮之） はい。それでは他には何かございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（霜島榮之） はい。特段ないようでございますので、以上をもちまして、議会運営委員会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時44分